# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
11	国民健康保険に関する事務 基	礎項目評価書

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

呉市は、国民健康保険関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

### 評価実施機関名

呉市長

### 公表日

令和7年6月27日

[令和6年10月 様式2]

### I 関連情報

- 12/2-11/16				
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	国民健康保険に関する事務			
②事務の概要	国民健康保険法に基づき, 国民健康保険の資格, 賦課, 収納, 滞納管理及び給付の事務を行う。 1 被保険者の資格の管理. 被保険者証等の交付 2 国民健康保険料の賦課事務 3 国民健康保険料(税)の徴収及び滞納管理事務 4 医療給付に関する事務及び高齢受給者証, 限度額適用認定証等交付事務 5 オンライン資格確認に関する資格履歴管理事務, 機関別符号の取得事務			
③システムの名称	国民健康保険システム(MISALIO), 団体内統合利用番号連携サーバ, 中間サーバー, 国保情報集約システム, 医療保険者等向け中間サーバー等			
2. 特定個人情報ファイル名				

- ・国民健康保険システム(MISALIO)関係【平成30年3月適用開始】 1 宛名特定個人情報ファイル、2 国民健康保険特定個人情報ファイル、3 国保給付特定個人情報ファイル、4 収納特定個人情報ファイル、5 滞納管理特定個人情報ファイル

#### 3. 個人番号の利用

番号法第9条, 別表の44の項 法令上の根拠

#### 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[  実施する	1	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】	58号に基づく利用	3特定個人情報の提供に関する命令第2条の表69, 70, 71の項 条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の

#### 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	呉市 福祉保健部 保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長

#### 6. 他の評価実施機関

### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

呉市 福祉保健部 保険年金課 管理グループ 737-8501 呉市中央4丁目1番6号(0823-25-3151) 請求先

#### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

呉市 福祉保健部 保険年金課 管理グループ 連絡先 737-8501 呉市中央4丁目1番6号 (0823-25-3151)

#### 9. 規則第9条第2項の適用

[ ]適用した

適用した理由

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人かいでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、この		[ 1万人以上10万人未满 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
		令和7年6月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	17年6月1日 時点			
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

### Ⅲ しきい値判断結果

## しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

### Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類					
	項目評価書 布機関については、そ	] れぞれ重点項目詞	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	全項目評価書	
2. 特定個人情報の入手(	情報提供ネットワー	クシステムを通し	こた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分であ	<b>ა</b> ნ ]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[  十分であ	53 ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[  十分であ	<b>5</b> გე ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない					
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[ 十分であ	<b>გ</b> გ ]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネ	ットワークシステム	。を通じた提供を除く。) [ 〇	]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	1	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [	]接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分であ	<b>გ</b> გ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[ 十分であ	<b>ა</b> ნ ]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		

7. 特定個人情報の保管・消去				
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
8. 人手を介在させる作業			[ ]人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	申請者からマイナンバーの打	是供を受け、記	戦されたマイナンバーの真正性の確認を実施している。	

9. 監査						
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査					
10. 従業者に対する教育・啓発						
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない					
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 [〇]全項目評価又は重点項目評価を実施する					
最も優先度が高いと考えられ る対策	[ <選択肢>     1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策     2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策     3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策     4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策     5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)     6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策     7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策     8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策     9) 従業者に対する教育・啓発					
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
判断の根拠						